

地方消費者行政の維持・強化のための対策を求める意見書

令和7年版消費者白書によると、近年、消費生活相談件数は年間90万件前後で推移しており、消費者被害・トラブル額の推計は増加傾向にある。中でも高齢者の消費者被害・トラブルが全体の3割以上を占め、被害態様は多様化・高度化しており、地方公共団体の相談体制の維持・拡充が重要である。

このような中、国が措置し、地方消費者行政を下支えしてきた地方消費者行政強化交付金は、令和7年度末には多くの地方公共団体で活用期限が到来するため、交付金を活用して実施してきた相談体制の維持や、啓発・消費者教育等の事業継続が困難になるといった懸念がある。

また国は、全国消費生活情報ネットワークシステム（PIONET）の刷新及び、消費生活相談のデジタル化を進めているが、これらについても地方公共団体に財政負担を生じることが危惧されており、その負担によっても地方消費者行政が縮小・後退するおそれがある。

よって、台東区議会は、国に対し、国民生活の安心安全を担う地方消費者行政が安定的に遂行されるよう、下記の事項を強く要望する。

- 1 地方消費者行政推進事業に対する地方消費者行政強化交付金の交付期限を相当期間延長するか、少なくとも、同交付金と同様に消費生活相談員の人事費にも充てることができる交付金等の財政支援を早急に措置すること。

- 2 PIO-NET刷新及び消費生活相談のデジタル化において地方公共団体に生じる費用を国において措置すること。
- 3 消費生活相談情報の聴取及びPIO-NET登録事務等、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務であって、国全体の消費者被害防止の意義を有する事務として円滑な運営を推進する必要があるものについて、地方財政法第10条を改正して国の恒常的な財政措置を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月19日

台東区議会議長 石川義弘

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

総務大臣

財務大臣

消費者庁長官 あて